

議案第 80 号

石垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

石垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年石垣市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項及び第 13 条中「法第 7 条第 1 項」の次に「又は第 6 項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 12 月 4 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

事業者において、一般廃棄物の処分業を行うことが想定されるため、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年石垣市条例第82号)の新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>(一般廃棄物処理業等の許可)</p> <p>第7条 法第7条第1項_____の規定による許可は、許可証を交付して行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(一般廃棄物処理業等の許可手数料)</p> <p>第13条 法第7条第1項_____の規定による一般廃棄物処理業の許可を受ける際の手数料は、別表第2のとおりとする。</p> | <p>(一般廃棄物処理業等の許可)</p> <p>第7条 法第7条第1項又は第6項の規定による許可は、許可証を交付して行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(一般廃棄物処理業等の許可手数料)</p> <p>第13条 法第7条第1項又は第6項の規定による一般廃棄物処理業の許可を受ける際の手数料は、別表第2のとおりとする。</p> |